



ラオス人民民主共和国
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

政府

第624号／政府
ビエンチャン首都、2020年12月21日

政府と民間による合資投資に関する首相令

- 2016年11月8日付け政府に関する法律第04号／国民議会。
- 2016年11月17日付け投資奨励法第14号／国民議会。
- 2015年12月15日付け政府による投資に関する法律第72号／国民議会。
- 2016年12月16日付け国家予算に関する法律第71号／国民議会。及び
- 2020年6月2日付け計画・投資省の要請書第0811号／計画投資省に基づき、

政府が本首相令を發布する：

第一編 総則*

第1条 目的

本首相令は、政府と民間による合資投資事業が効果的且つ効率的に実施され、公正性、透明性が保たれること、そして監査可能で各時期に発表される国家社会経済開発計画との適合性を確実にするために、合資投資事業に対する促進、管理及び監査監督の活動に関する原則、規則及び措置を定めている。これは政府のプロジェクトに対する民間からの信頼性を構築し、投資の誘致、国益、民間や国民の権利及び正当な利益を保護すること、そしてグリーンで持続的な国家経済・社会の発展に資することを目的とする。

*法的効力を有するのはラオス語の法令自体であり、参考和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴った発生した問題については、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはラオス語の法令を参照ください。

第2条 政府と民間による合資投資

政府と民間にとる合資投資は、英語ではPublic Private Partnershipで略して“PPP”という。これは政府と民間による合資投資事業又は政府のプロジェクトに民間が単独で資金を投入する事業である。例えば、新規事業の建設プロジェクト、インフラ整備又は公共サービス、そして観光、農業、エネルギー、鉱山等、合資投資契約に事業の活動期間が定められ、合法的な開発プロジェクトである。

第3条 用語説明

本首相令で使用する用語は以下の意味を有する：

1. **合資投資**とは本首相令第2条に定めている政府と民間による合資投資である。
2. **政府のプロジェクト**とは、各時期に発表された戦略計画に応じて、政府の天然資源、資産、著作権を活用したインフラ整備及び既存サービス事業の開発又は新規開発（Green field）プロジェクトに政府と民間が合資で投資するプロジェクトである。
3. **入札者**とは合資投資プロジェクトの入札に参加する条件を満たす国内又は外国法人である。
4. **資金提供者**とは、経済・社会及び環境開発のために、資金を提供／融資する、技術面及び／又は資金面で援助する政府、国内や外国の金融機関又は国際機関のことである。
5. **プロジェクトの経済技術調査報告**とは、プロジェクトに関する経済・技術の可能性、投資の計算見込み、投資の取得の見込み、法律との整合性、経済・社会に対するメリット、プロジェクトに関するリスク、持続性、プロジェクトの経済・社会及び環境に対する影響の調査とその解決方法等の内容が記載されている調査報告書である。
6. **開発のための公的支援**とは、技術・専門分野及び財政的な支援であり、ラオスの経済・社会を発展させるために、ラオスが公的な開発パートナーから受けた無償援助や金銭の借款といった物的支援を含むのである。
7. **民間側**とは、首相令に定めている、政府事業のプロジェクト開発において投資を希望する国内及び外国の法人である。
8. **合資投資プロジェクト会社**とは、本首相令に定めている入札に落札した法人又はグループ企業がラオスの関係法律及び規則に従って設立した会社である。
9. **セクター**とは、省、省の同格機関及び県、首都の行政機関である。
10. **プロジェクトオーナー**とは、政府から許可を取得し、コンセッション契約が締結された合資投資プロジェクトを実施するために、プロジェクト責任者として任命された関係セクターである。
11. **プロジェクトの準備資金**とは、プロジェクトの経済・技術の可能性調査の段階からプロジェクト設計や入札段階までの準備期間に使われる資金である。
12. **合資投資プロジェクト**とは、政府と民間による合資投資形態の下で権限のある機関から認可され、政府の社会経済開発計画に属している政府の各分野における開発プロジェクトである。

13. 国営企業とは政府により設立され、政府の出資が50%以上を占めている企業又は合意に基づき国有化された企業である。
14. 投資の収益性とは、プロジェクトにおける投資の効率性及び有効性である。
15. プロジェクト支払の予算計画とは、予算計画や合資投資契約に定められており、契約期間が満了するまで毎年プロジェクトに支払うための出費計画である。
16. 契約とは、政府と民間との間で締結した合資投資契約である。
17. 契約当事者とは、政府を代表する計画投資省と落札した民間法人を代表するプロジェクト会社である。
18. PPPOとは、政府と民間の合資投資オフィスである。

第4条 政府と民間による合資投資事業における政府の政策

政府は、法律及び本首相令に定めている条件及びプロセスに従って新規建設プロジェクト、インフラ整備又は各分野における公共サービス事業において合資投資ができるように、政策の策定、環境整備及び各種便宜条件の供与、情報やサービスの提供、関税、租税や労働面の優遇、土地使用権の付与、資本へのアクセス、平等の実施などの取り組みによって、政府と合資投資する国内外の民間側をサポート、促進及び管理する。

政府は、合資投資を促進する。ただし、国家の安定及び治安へ影響がある場合、現在や長期的に環境へ悪影響の大きい場合、住民の健康や国家の美しい文化へ懸念のある場合はこの限りでない。

第5条 合資投資事業に関する原則

合資投資事業は以下の原則に従い実施する。

1. 各期の政策、法律、戦略、国家の社会経済開発計画及び規則に則すること。
2. 社会の安定、治安及び秩序を保障すること。
3. 関係セクターの明確な役割分担により、政府による中心的な管理を強化すること。
4. プロジェクト開発及び管理における関係セクターの主体性、プロジェクトオーナーと合資投資会社との間での管理及びリスクマネジメントにおける合理的な役割分担、公平、公正、透明性のある実施且つ監査できること。
5. 合資投資の入札、総額、メリット及びリスクに関する情報及び当該事業に影響する規則を公開すること。
6. 投資による効果、可能性及び収益性の調査研究に基づき、社会経済及び環境面における最大な利益を保護すること。

第6条(改正) 法の適用範囲

本首相令はラオスにおける合資投資事業において活動する及び関連する国内外の民間の個人、法人及び政府機関に適用される。

第 7 条(改正) 国際協力

政府は、合資投資事業の促進と管理に関する経験の共有、情報交換、技術や専門分野の意見交換を行うことで、ラオスの法律規則及びラオスが批准する条約や協定に適合し、合資投資事業における国、地域及び国際との協力を推奨する。

第二編

合資投資の形態、方式及び条件

第 8 条 合資投資の形態

合資投資は以下の 2 つの形態がある：

1. 政府が投資に参加する合資投資。
2. 民間が全部投資する合資投資。

第 9 条 政府が投資に参加する合資投資

政府が投資に参加する合資投資とは、政府が、経済技術の可能性の調査結果に基づき、決議し、又は国民議会或いは県の国民議会の承認により、法律及び規則の規定に従って、民間のプロジェクト開発において直接的に資金を投入することである。

政府は、経済技術の可能性調査が効果的であり、天然資源の活用や戦略的なプロジェクトであると判断した場合、政府と民間との間の契約を作成する上、本首相令第 11 条に定めている規定に従って投資に参加する。

第 10 条 民間が全部投資する合資投資

民間が全部投資する合資投資とは、法律及び規則の定めに従い、政府の許可又は国民議会或いは県の国民議会の承認の下で、民間がプロジェクト経済技術の可能性の調査結果に基づき、政府プロジェクトに単独で投資することである。

第 11 条 合資投資の方式

合資投資の方式は以下の通りである：

1. 設計、建設、資金調達及び運営 (Design Build Finance Operate-DBFO)。
2. 設計、建設と運営 (Design Build Operate-DBO)。
3. 建設、運営と移転 (Build Operate Transfer-BOT)。
4. 建設、所有、運営と移転 (Build Own Operate Transfer-BOOT)。
5. 建設、所有と運営 (Build Own Operate-BOO)。
6. 建設、移転と運営 (Build Transfer Operate -BTO)。
7. 建設、リースと移転 (Build Lease Transfer-BLT)。
8. 運営とメンテナンス (Operate and Maintenance-O&M)。
9. その他、政府の合意した方式

第12条 設計、建設、資金調達及び運営（DBFO）方式による合資投資

設計、建設、資金調達及び運営方式による合資投資は以下の特徴がある：

1. 政府がオーナーシップを持つ開発プロジェクトやインフラ整備及びサービス提供プロジェクトであるが、民間の全額又は大部分の出資により、設計、建設からプロジェクト存続期間中の運営及びメンテナンスまで、合資投資契約に定めている政府の基準及び条件に従って、民間に開発に協力してもらう。
2. 契約期間中のメンテナンス、修理及び交換業務は民間側の責任である。
3. 政府側による出資がある場合の資金源については、プロジェクト支払の予算計画に定められている国家予算から調達する。決済は、契約期間中に適用されるとして経済技術調査報告において承認され、合意された基準と条件に従い、運営期間中にサービスの実績に基づいて行われる。
4. 民間側は、契約期間が満了した後、プロジェクトを健全な状態で政府に返還する。

第13条 設計、建設と運営（DBO）方式による合資投資

設計、建設と運営方式による合資投資は以下の特徴がある：

1. 政府がオーナーシップを持つ開発プロジェクトやインフラ整備及びサービス提供プロジェクトであるが、政府が民間を雇用し、契約に定めている政府の条件及び基準に従って設計、建設及び運営をしてもらうものである。運営については本契約又は別途の運営契約に基づいて行うことができる。
2. 契約期間中のメンテナンス、修理及び交換業務は民間側の責任である。
3. 決済は2つの部分に分けて実施される。設計と建設については建設完了時に、合意内容に従って分割して支払うとする。契約期間中の運營業務については、承認された経済技術調査報告又は契約に定める基準及び条件に従って、実績に基づいて支払うとする。
4. 資金源は、プロジェクトの出費計画に定められている国家予算とプロジェクトの収入から調達される。

第14条 建設、運営と移転（BOT）方式による合資投資

建設、運営と移転（BOT）方式による合資投資は以下の特徴がある：

1. 政府がオーナーシップを持つ開発プロジェクトやインフラ整備及びサービス提供プロジェクトであるが、契約に定めている政府の条件及び基準に従って民間に調査、設計、建設及び運営を実施してもらうようにコンセッション権を付与するものである。
2. 民間側は、政府との間で調印した契約において承認され、合意した経済技術調査報告に基づいて、プロジェクトへの投資や収入及び支出の管理を全て行う。
3. 契約期間中のメンテナンス、修理及び交換業務は民間側の責任である。
4. 民間側は、本首相令第55条2項に従って、契約期間が満了した後、プロジェクトを健全な状態で政府に返還しなければならない。

第15条 建設、所有、運営と移転（BOOT）方式による合資投資

建設、所有、運営と移転（BOOT）方式による合資投資は以下の特徴がある：

1. 政府がオーナーシップを持つ大規模で高技術的な開発プロジェクトやインフラ整備及びサービス提供プロジェクトであるが、合資投資契約に定めている政府の条件及び基準に従って、民間に調査、設計、建設、所有及び運営を実施してもらうようにコンセッション権を付与するものである。
2. 民間側は、契約期間中において政府との間で調印した契約において承認され、合意した経済技術調査報告に基づいて、プロジェクトへの投資や収入及び支出の管理を全て行う。
3. 契約期間中のメンテナンス、修理及び交換業務は民間側の責任である。
4. 民間側は、本首相令第55条2項に従って、契約期間が満了した後、プロジェクトを健全な状態で政府に返還しなければならない。

第16条 建設、所有と運営（BOO）方式による合資投資

建設、所有と運営（BOO）方式による合資投資は以下の特徴がある：

1. 政府がオーナーシップを持つ開発プロジェクトやインフラ整備及びサービス提供プロジェクトであるが、契約に定めている政府の条件及び基準に従って、民間に調査、設計、建設、所有及び運営を実施してもらうようにコンセッション権を付与するものである。
2. 民間側は、契約期間中において政府との間で調印した契約において承認され、合意した経済技術調査報告に基づいて、プロジェクトへの投資や収入及び支出の管理を全て行う。
3. 契約期間中のメンテナンス、修理及び交換業務は民間側の責任である。
4. 民間側は、契約期間が満了した後、プロジェクトを返還しない。

第17条 建設、移転と運営（BTO）方式による合資投資

建設、移転と運営（Build Transfer Operate -BTO）は以下の特徴がある：

1. 政府がオーナーシップを持つ開発プロジェクトやインフラ整備及びサービス提供プロジェクトであるが、契約に定めている政府の条件及び基準に従って、民間に設計、建設において投資をしてもらうために権利を付与し、建設が完了した後、政府側に返還するものである。
2. 政府側は、本条第1号の規定において投資した民間側とリース契約を締結し、運営してもらうために建設物又はサービス事業をリースすることができる。
3. 民間側は、リース契約の期間中において直接プロジェクトを運営し、収入を徴収する。

第18条 建設、リースと移転（BLT）方式による合資投資

建設、リースと移転（BLT）方式による合資投資は以下の特徴がある：

1. 政府がオーナーシップを持つ開発プロジェクトやインフラ整備及びサービス提供プロジェクトであるが、政府が民間を雇用し、契約に定めている政府の条件及び基準に従って設計及び建設をしてもらい、建設が完了した後、政府側に返還するものである。
2. 政府側は、リース又は合資契約に基づく建設物を賃借する又はサービス提供に協力する民間を選定する。
3. 民間側は、リース契約の期間中において直接プロジェクトを運営し、収入を徴収する。
4. 民間側は、本首相令第55条2項に従って、リース契約期間が満了した後、プロジェクトを健全な状態で政府に返還しなければならない。
5. 設計及び建設費に支払う予算は、プロジェクト支払の予算計画に定めている国家予算である。一括又は分割で支払うことができる。

第19条 運営とメンテナンス（O&M）方式による合資投資

運営とメンテナンス（O&M）方式による合資投資は以下の特徴がある：

1. 政府がオーナーシップを持つ既存のインフラ整備及びサービス事業のプロジェクトであるが、契約に定めている政府の条件及び基準に基づき、民間側にそのプロジェクトの一部又は全部の運営及び維持管理をしてもらうものである。
2. 運営及び維持管理費への支払う予算は、プロジェクト支払の予算計画に定めている国家予算である。契約に定めている事業の実績に基づいて、一括又は分割で支払うことができる。

第20条 合資投資の条件

合資投資は以下の条件を満たさなければならない。

1. 政府と民間側との間の合資投資契約があること。
2. 新規の建設、インフラ整備、公共サービス提供のプロジェクトであり、プロジェクトの成果及び収益性を特化したもの。
3. 合資投資プロジェクトの効率性及び有効性の考慮を踏まえて建設、市場ニーズ、収益及び合資投資した会社の義務の履行に関するリスクなど、プロジェクトの様々な側面において発生するリスクに対する責任者を特定すること。
4. サービス利用者と提供者の権利・利益を確保すること。
5. 関係法及び規則に基づいて、公開で透明性のある入札の実施。
6. 合資投資契約の期間が満了した後、プロジェクトを政府側に移転又は譲渡すること。（但し、16条に定めている建設、所有と運営（B00）方式による合資投資の場合を除く）。

第21条 合資投資の形態及び方式の選択

本首相令第8条から19条に定められている合資投資の形態及び方式の選択は、プロジェクトの経済技術調査報告を根拠にして合資投資プロジェクトの効率性、類型、規模、総額、条件及び特徴に基づいて行うとする。

セクターにおける可能性調査の結果及び／又は詳細の調査を行った投資家は、プロジェクト開発を開始するには、政府による合資投資の形態及び方式を選択しなければならない。

第三編

合資投資プロジェクトの準備、審査及び入札

第1章

合資投資プロジェクトの準備及び審査

第22条 合資投資に関する行政及び民間発意の提案書

合資投資の行政発意提案書 (Solicited Proposal) とは、国家の社会経済開発計画に定められている戦略的な分野に属するセクターから書面で提案した発意であり、民間側に本首相令第8条に定めている形態及び方式に基づく投資を呼び込む目的である。

合資投資の民間発意提案書 (Unsolicited Proposal) とは、各時期の社会経済開発計画に沿ってセクター又は民間側から書面で提案した新規プロジェクトの発意であり、重要、新案、新技術及び高水準なイノベーションを使っているプロジェクトであり、政府の投資計画に属していないものである。

行政発意提案書及び民間発意提案書に関するガイドラインは添付資料に記載される。

第23条 合資投資に関する行政発意及び民間発意の提案書の条件

合資投資プロジェクトの行政発意提案書及び民間発意提案書は政府の社会経済開発計画及びセクターの戦略計画に適合しなければならない。

合資投資プロジェクトの民間発意提案書については、以下の追加条件がある。

1. セクター又は民間側の新規発意のプロジェクトであること。
2. 重要なプロジェクトであり、新技術及び高水準なイノベーションの活用、投資の収益性があること。
3. 経済・社会面においてハイリターン且つ広範囲に及ぶこと。
4. 評価できる又は後にプロジェクトの経済技術調査報告を作成できるように詳細且つ十分な情報があること。
5. 民間側が提案した場合、民間側が費用の全てを負担し、プロジェクトの準備や実施において財政的補助又は関税や租税上の優遇を要求しないこと。そしてプロジェクトに関するリスクを負う。

第24条 合資投資プロジェクトに関する行政発意の提案書の申請及び審査

合資投資の形で、開発計画に属する分野においてプロジェクト開発を希望するセクターは、法律及び規則が中央レベルの管轄事業として定める投資については、行政発意の提案書を中央レベルの合資投資オフィスに審査してもらうために提出し、政府営業日の20日以内に中央レベルの合資投資奨励・管理委員会に申請しなければならない。

合資投資プロジェクト開発を希望する県レベルのセクターについては、県の行政幹部を通じて当該セクターの上級機関に行政発意提案書を提出した後、中央レベルの投資ワンストップサービス室が審査計画に盛り込み、政府に検討してもらうよう申請する。

合資投資奨励・管理委員会が行政発意提案書を審査した結果、承認された場合、プロジェクトの経済技術調査報告、環境に対する影響の評価報告書の作成業務に関する準備プランを作成し、次のステップである企業の入札を準備するため、合資投資オフィスは、合資投資奨励・管理委員会決議が下された日から政府営業日5日間以内に、当該セクターに対して書面で通知しなければならない。却下された場合、その理由と共に、関係セクターに通知しなければならない。

第25条 合資投資プロジェクトに関する民間発意の提案書の申請及び審査について

新案発意のある合資投資プロジェクト開発を希望するセクター又は民間側はその発意の提案書とプロジェクトの経済技術調査報告及び環境に対する影響に関する評価報告書の原案を中央レベルの合資投資オフィスに提出し、中央及び県レベルの関係セクターから意見を取得した後、政府営業日5日以内に中央レベルの合資投資奨励・管理委員会に申請する。

中央レベルの合資投資奨励・管理委員会が、当該発意提案書、経済技術調査報告及び環境に対する影響に関する評価報告書の原案内容が適正且つ完全であると判断した場合、計画投資省は政府に検討してもらうように申請する。政府に承認された後、合資投資オフィスが関係する民間に通知し、MOUを調印する上、詳細な経済技術調査報告及び環境に対する影響に関する評価報告書を作成する。セクターについては、詳細版のプロジェクトの経済技術調査報告、環境に対する影響の評価報告書の作成業務に関する準備プランを作成し、次のステップである企業の入札を準備する。却下された場合、その理由と共に、関係セクターに通知しなければならない。

発意の提案書を提出した民間側又は当該セクターにおける調査のコンサルタントとして選ばれた会社は直接的にプロジェクト開発権利がなく、入札プロセスを経る必要がある。当該者が入札に負けた場合、落札者からその発意提案書の準備費用を支払われる。その費用はプロジェクトの資本として計算され、入札書類に明記される。

発意の提案者が入札額が他のものより高かった場合、以下の通り優遇される。

- 最終ラウンドの入札に参加する権利が与えられる (Automatic Shortlisting)。
- ボーナスとして落札額の最大5%受け取る。

第26条 合資投資プロジェクトの詳細版の経済技術調査報告

合資投資プロジェクトの詳細版の経済技術調査報告とは、投資プロジェクトの方式、特徴及び期間を記載する資料であり、技術面の整合性、経済的、社会的に対するメリット、投資の収益性、合法性及び財政能力、本首相令第21条に定めている条件を満たしていること及び合資投資プロジェクトの持続性、環境に対する影響、男女の平等性を示すものである。

行政発意の提案について、セクターは調査の実施を行うコンサルタント会社と積極的に協力しなければならない。民間発意の提案の場合、民間側は直接、経済技術可能性、資金能力、環境に対する影響などの調査を行い、詳細版の経済技術可能性調査や環境に対する影響に関する評価報告書を18ヶ月間以内又はMOUに定めている期間内に作成しなければならない。その後、合資投資オフィスに提出する。

第27条 合資投資プロジェクトの詳細版の経済技術可能性調査の審査

合資投資オフィスが、中央、県レベルの関係セクター及びコンサルタントチームと連携しながら、セクターから提案されたプロジェクトの詳細版の経済技術調査報告及び環境に対する影響に関する評価報告書を政府営業日5日間以内に検討する。その後、合資投資奨励・管理委員会に以下の判断するように提案する。

1. プロジェクトの詳細版の経済技術調査報告を承認し、法律に定めているプロセスに従って政府及び国民議会に検討するように提案する。そして承認された場合に備えて入札関係書類を準備してもらうよう、セクターに通知する。
2. プロジェクトの詳細版の経済技術調査報告を政府営業日60日以内に修正や改訂するよう、セクター又は民間側に要請する。
3. プロジェクトの詳細版の経済技術調査報告を却下する。

詳細版の経済技術調査報告の結果が社会にとって有効性がある又は広範囲に及ぶメリットがあると認められ、本首相令第8条に定めている割合で資本を投入すべき又は第46条に定めている資金面の支援を行う必要がある場合、当該プロジェクトを合資投資奨励・管理委員会に検討するように提案する前に、合資投資オフィスは、国家による投資に関する法律に基づき、当該プロジェクトを関係機関に検討するように提案しなければならない。

第28条 合資投資プロジェクトの審査、認可及び承認に関する管轄の分担

合資投資プロジェクトの審査、認可及び承認に関する管轄の分担は以下の通り行うとする：

1. 国民議会が以下の案件において審査及び承認する：
 - 3億米ドル以上の投資額の合資投資プロジェクト。
 - 政府の出資額が200億キープ又はそれ以上の合資投資プロジェクト。
 - 原子力施設の建設プロジェクト。
 - 国の保護林及び保全林に影響する事業。

- 自然の水循環経路への影響、500 家族以上の住民移転、1 万 ha 以上の土地コンセッション事業など自然環境に大きな影響を与える事業及び関連法律が定めているその他の事業。
- 特別な優遇が必要なプロジェクト。

合資投資プロジェクトの審査及び承認は国民議会の決議が必要であり、書面で作成しなければならない。

2. 県レベルの国民議会は以下の案件において審査及び承認する：

- 政府の出資額が 200 億キープ以下の合資投資プロジェクト
- 県、首都の行政機関からの要請に基づき、100ha 以下の荒廃林地の開拓
- 県、首都の行政機関からの要請に基づき、1 事業につき 30~200ha の不毛林地の開拓
- 県、首都の行政機関からの要請に基づき、1 事業につき 150ha 以下の荒廃林地を最大 30 年間、リース又はコンセッションする案件
- 県、首都レベルでの自然環境に影響する事業

合資投資プロジェクトの審査及び承認は県の国民議会の決議が必要であり、書面で作成しなければならない。

3. 政府かは以下の案件において認可及び承認する：

- 政府が出資しないプロジェクト
- 国の保護林及び保全林の開拓がないプロジェクト
- 自然環境に大きな影響を与えない案件及び 500 家族以下の住民移転などのプロジェクト
- 投資総額が 3 億米ドルを超えない合資投資プロジェクト
- 法律が定めている認可権限の範囲内にあるその他のプロジェクト

上記言及したプロジェクト又は案件以外について、各時期において関係法律及び規則が定める規定に従って行うとする。

第 2 章 プロジェクトの入札

第 29 条 合資投資プロジェクトの入札について

合資投資プロジェクトの入札は、各セクターが定めている基準及び条件に基づき、合資投資プロジェクトの経済技術可能性調査の時期やプロジェクト開発時期における合資投資の契約当事者として最も相応しいコンサルタント及び入札者を選定するために行われる価格及びクオリティ面の競争である。

合資投資オフィスは入札開始について、入札書類ができた後、政府営業日3日以内に、マスコミなどを通じて公開で広告しなければならない。そしてそのマスコミに掲載された広告を政府営業時間の7日間維持しなければならない。

開発するための公的援助金を使用する合資投資プロジェクトの入札については、ラオスの関連法律及び規則に従って行わなければならない。但し、ドナーが入札について別途の規則やプロセスを定めている場合を除く。その場合、プロジェクトオーナーは合資投資オフィスに報告しなければならない。

第30条 合資投資プロジェクトの入札に関する原則

合資投資プロジェクトの入札は次の原則に従って行わなければならない：

1. 法律に適合すること。
2. 公開性、平等性、透明性、公正性のある且つ監査できること。
3. 入札参加者にとって妨害又は障害となる追加条件又は規制を作らないこと。

第31条 入札書類一式

入札関連書類は以下の通りである：

1. 入札プロセスの詳細な計画。
2. 申請書と基本条件、入札参加者向けの案内及び評価基準。
3. 合資投資契約の書式。
4. プロジェクトの詳細版の経済技術調査報告。
5. 政府の補助の関係書類（あれば）。
6. 関係する技術的な資料。

セクターは、本首相令、関連法律及び規則に定められる入札関係書類をプロジェクトの経済技術調査報告が承認された日から政府営業日30日以内に準備しなければならない。

合資投資オフィスは、入札書類を受理した日から、政府営業日5日以内に入札書類を審査しなければならない。書類の不揃いや不備があった場合、その入札書類を政府営業日5以内に訂正してもらうようプロジェクトオーナーに通知しなければならない。

第32条 最適な入札者の選定

合資投資プロジェクトの最適な入札者の選定は以下の手順に従って行う：

1. 入札者の条件が満たしているかの判断。
2. 技術・基準に関する判断。
3. 金額面に関する判断。

落札者の選定方法及び入札プロセスに関する詳細情報は別途規則に定められている。

第33条 入札審査員

入札審査員は、合議投資奨励・管理委員長が、関係機関と連携して任命するものである。関連法律及び規則に定めている方法及びプロセスに従って、入札の管理及び実施する役割を担う。

入札審査員は以下の機関の代表者から構成される：

1. 財務機関から1名。
2. 計画投資機関である合資投資オフィス及び関連局からの者。
3. セクターから1から3名。
4. 関連分野のシニアの専門の相談役・技術相談役1から3名。
必要な場合、関係セクターからの代表者を追加で選任することができる。

第34条 入札審査員の権利及び義務

入札審査員は以下の権利及び義務がある：

1. 入札に関するニーズ及び条件を決めること、入札書類をチェックし、合資投資奨励・管理委員会に検討してもらうよう要請すること。
2. 自らの権限の範囲内において入札を実施し、開札及び入札書類の評価を行うこと。
3. 合資投資奨励・管理委員会を通じて入札書類の評価結果及び入札結果を、政府に検討してもらうよう報告する。
4. 関連法律及び規則が定めているその他の権利を行使及び義務を履行すること。
入札書類を評価する際には資金状況、経済・技術、環境や男女の平等の側面を考慮すること。

第4編 合資投資契約

第35条 合資投資契約

合資投資契約は、ラオス法律及び個別契約に基づき、特定なプロジェクト開発における権利及び義務を発生させるために、政府代表の計画投資セクターとプロジェクトデベロッパーとして落札した民間側を代表する投資許可を取得した合資投資会社との間の合意である。

第36条 合資投資の内容

合資投資契約には、その内容を明確、明解且つ確実に、そして関連法律及び規則に適合して定めなければならない。

合資投資契約の基本内容が以下の通りである：

1. プロジェクトの範囲及び業務。
2. 当事者及びプロジェクトオーナーの責任。
3. プロジェクトに関するリスクに対する各当事者の責任。
4. 民間側による関税、租税上の義務の履行。
5. 政府の直接及び間接的な利益。
6. 土地の利用、プロジェクト区域へのアクセス及びプロジェクト区域内の設備の利用。
7. 建設期間、事業の開始日、運営及び維持管理。
8. 技術基準、クオリティー及び安全基準。

9. 財務、会計、独立監査機関、担保、決済及びプロジェクト会社が契約に定めている基準に従って履行できない場合の罰則措置。
10. 単価に関する確認及び修正。
11. プロジェクトに問題が発生した場合、政府プロジェクト及び資金提供者に対する介入権限。
12. 契約内容の再確認、修正又は変更。
13. 条件、範囲及び業務に関する変更及びプロジェクト開発に使用する技術の改善。
14. 監査及び報告体制。
15. 偶発的な費用に関する計画。
16. 紛争解決。
17. 契約期間は経済技術調査報告の結果、合資投資プロジェクトの条件及び特徴に基づかなければならない。
18. 適用する法律。
19. プロジェクトの管理。

本条に定めている基本内容の他に、契約投資者は必要に応じて、特定な内容について追加で合意することができるが、本首相令、関連法律及び規則に適合させなければならない。

第37条 契約の審査プロセス

契約の審査は以下のプロセスに従って行う：

1. 政府から契約協議の実施許可の通知が出された後、計画投資省はプロジェクトデベロッパーとして選ばれた民間側との間で契約草案の内容に関する相談及び協議を実施するために、中央及び県レベルの関係セクターとの調整し、入札結果が通知された日から政府営業日の30日以内に行わなければならない。
2. 合資投資オフィスは契約草案とプロジェクトの詳細情報を合資投資奨励・管理委員会に検討してもらうよう提案する。

契約草案の内容を修正する必要がある場合、計画投資省に關係セクター及び民間側との間でその確認、修正を行うために調整し、合資投資奨励・管理委員会が定めている期間内に完成させなければならない。

第38条 契約調印のプロセス

契約の調印は以下のプロセスに従って行う：

1. 計画投資省は契約調印について政府に許可してもらうように報告する。
2. 合資投資オフィスは政府の許可を受けてから政府営業日5日以内に、關係セクター及びプロジェクトデベロッパーとして選ばれた民間側に対して書面で通知する。
3. 計画投資省が通知を受けた日から政府営業日15日以内に、合資投資プロジェクト会社の設立に関する許可を發布する。
4. 契約の調印が許可された日から政府営業日30日以内に、計画投資省は政府側の代表として、プロジェクトデベロッパーとして選ばれたプロジェクトオーナー及び民間側を代表する合資投資プロジェクト会社との間で契約の調印を行う。

プロジェクトデベロッパーとして選ばれた民間側が、十分な理由なく、期間内に契約の調印に来ない場合、権利放棄とみなされ、政府に対する不服を申し立てる権利がない。

第39条 合資投資契約の変更又は修正

契約の変更又は修正とは、本首相令及び関連法律及び規則に従って、契約投資者の合意に基づいて調印された契約内容を変更することである。

契約内容の変更又は修正することによって、プロジェクトの効率性や生産性、各当事者のリスクに対する責任に影響を及ぼす場合、又は予算、決済、担保或いは政府の責任に対して直接的、間接的に影響を及ぼす場合、合資投資奨励・管理委員会を通じて政府又は県レベルの行政機関に検討するよう要請する。

本条第2項に定めている影響を及ぼさない場合の契約内容の変更又は修正については合資投資奨励・管理委員会に検討するよう要請する。

第5編

合資投資プロジェクトの実施

第1章

合資投資プロジェクト実施の責任者

第40条 合資投資プロジェクト実施の責任者

合資投資プロジェクト実施の責任者はセクター及び民間側からなる。

第41条 セクターの権利及び義務

セクターは合資投資プロジェクトの実施において以下の権利及び義務がある：

1. 各時期の社会経済開発計画に適合した合資投資プロジェクト計画の草案を、毎年6月25日までに策定し、合資投資オフィスに送付する。合資投資オフィスは合資投資奨励・管理委員会に合資投資の5か年計画及び年間計画に掲載するかどうかの判断を要請する。
2. 政府に対して合資投資プロジェクト準備に必要な専門的な支援及び財政的な支援を要請する。合資投資奨励・管理委員会からの基本的な合意を取得した後、プロジェクトの経済技術調査報告を作成すると共に、プロジェクトの準備に必要な出費の見込み計画を合資投資オフィスに提出する。
3. 詳細版の合資投資プロジェクトの可能調査に活用される必要な情報を提供する。具体的には、経済技術調査報告、環境に対する影響の調査報告及びその他関連情報を、関心のある者や政府から詳細的な合資投資プロジェクトの可能調査権を取得した者に提供する。
4. 本首相令、関連法律及び規則に沿って、自らの権限の範囲内でプロジェクト準備及び入札実施において合資投資オフィスと連携する。

5. 合資投資プロジェクトの経済技術調査報告、環境に対する影響調査報告を作成するため、専門家又はコンサルタントを雇用する。
6. プロジェクト入札委員会として参加するための代表者を任命する。
7. 管轄下の合資投資プロジェクト責任者を任命する。省又は省と同格の政府機関の場合は局長又は局長と同格以上の者を主任とし、県、首都の場合はセクターの所長又はその同格以上の者を主任として任命する。
8. 調印された契約の実施が、効率的且つ承認された事業に適合して実施されるよう管理及び監査体制を設置する。
9. 合資投資プロジェクトの実施へのフォローアップ、監査、評価を行い、その状況及び結果を、合資投資オフィスを通じて定期的に合資投資奨励・管理委員会に対して総括し、報告すること。
10. 契約違反及び関連法律及び規則を違反するような活動がある場合、合資投資オフィスを通じて、政府又は県レベルの行政機関に対し、合資投資プロジェクトの実施を中止又は取消しをするように提案する。
11. 政府からの補助金が供与された場合、合資投資オフィスを通じて、関連法律及び規則に沿って、計画投資省及び財務省に対し、合資投資の方式に応じてプロジェクト支払の予算計画を提案する。その予算計画には以下の内容がある：
 - 直接金銭の返済一覧表、担保及びプロジェクトオーナーの金銭、関税や租税に関する義務及びプロジェクト契約の実施期間を含む。
12. 直接返済の予算計画の場合、政府に対する検討要請のため、優先順位に応じて、プロジェクトオーナーの年間出費計画、担保及びプロジェクトオーナーの金銭、関税や租税に関する義務等。
13. その他、法律及び規則が定めている権利の行使及び義務の履行。

第42条 民間側の権利と義務

民間側は合資投資プロジェクトの実施において以下の権利及び義務がある：

1. 合資投資プロジェクトの発意を提案し、本首相令に定めている入札に参加すること。
2. 本首相令の規定に従って、合資投資プロジェクト会社の設立及び契約の調印に関する同意の通知を受けること。
3. ラオスの商業銀行において銀行口座開設すること、関連法律及び規則に従って、資本の持ち込み、収入、利益及び配当金を送金すること。
4. 政府保有の必要情報の提供の際に政府が出資した費用を返還すること。具体的には、経済技術可能性調査報告、環境に対する影響に関する評価報告及びその他プロジェクトに関する情報等、また民間側が落札者となり、合資投資プロジェクト開発権を取得した場合、そのプロジェクトの詳細版の可能性調査にかかった費用を補填する。
5. 民間側が発意提案の際に出資したが、落札者となれなかった場合、その経済技術調査報告、詳細版の環境に対する影響に関する調査報告、図表、設計図及びその他の関連資料といったプロジェクトの全ての関連情報の費用を落札者から支払われる。

6. 契約に基づき、合資投資プロジェクト開発のための資金の投入。
7. プロジェクト入札資料及び契約に定めている基準に従って、合資投資プロジェクトを効率的且つ効果的な実施と管理を行うこと。
8. 合資投資プロジェクトの利用者及びプロジェクトによって影響を受けた者からの要請や提案に対し、フォローアップや対応をするため、簡潔且つ効率的なシステム及び体制を整備すること。
9. 合資投資プロジェクトの実施へのフォローアップ、監査、評価を行い、その状況及び結果について、合資投資オフィス及びプロジェクトオーナーを通じて、3ヶ月、6ヶ月及び一年のペースで合資投資奨励・管理委員会に報告すること。
10. 契約の定めに従って合資投資プロジェクトの中止又は取消の要請を行うこと。
11. 入札段階から合資投資期間が満了するまで合資投資に関するニュース、法律及び規定の情報を取得し、アクセスできる。
12. その他、法律及び規則が定めている権利の行使及び義務の履行。

第2章 政府によるサポート

第43条 政府によるサポート

合資投資における政府のサポートは以下がある：

1. 法制上のサポート。
2. 財政上のサポート。
3. 優遇政策によるサポート。

第44条 法制上のサポート

法制上のサポートとは、合資投資の奨励・管理が効率的に行われるために必要な法制の整備或いは立法することにより、合資投資プロジェクトの実施に対する便宜の供与である。

その法制の整備や立法において既存の法規に抵触しないこと、そして合資投資の投資家の権利の行使及び義務の履行を確実にし、社会に利益をもたらす必要がある。

第45条 財政上のサポート

財政上のサポートとは、合資投資プロジェクト開発への資金供給、関係セクター又はプロジェクトデベロッパーとして選ばれた民間側が国内外から資金へのアクセス、政府の支援能力に応じて財政的なサポートを受けられるように便宜供与及び環境整備である。

財政上のサポートは、経済技術可能調査の結果、合資投資奨励・管理委員会の審査結果に基づいて行わなければならない。そして合資投資プロジェクトが社会経済開発にもたらす効果及び社会的利益をもたらすために財政支援の必要性を考慮しなければならない。

政府は、政府及び社会にとって最大な利益をもたらすため、政府プロジェクトの可能性調査、最適なプロジェクトデベロッパーを選定するための入札に有効活用される資金として、合資投資プロジェクト開発基金の設立について別途規則を定める。

第46条 優遇政策によるサポート

優遇政策によるサポートとは、法律が定めている関税や租税の減税又は免除、そして本首相令に定めている保護及び担保を含む優遇政策の範囲を定めることである。

政府がプロジェクトの可能調査、経済技術調査報告の草案の結果に基づいて、合資投資プロジェクトに対する優遇政策を検討する。

第3章 保護及び担保

第47条 保護

ラオスにいる民間側の合法的な財産、資本及び利益は、行政的な方法で政府による強制取得、没収又は譲渡されない。但し、政府が公共の利益のために利用する必要がある場合には、投資家は、その実際の投資額、譲渡時の市場価格で合意した決済方法若しくは合資投資契約の定めに基づいて、関連法律に従って補償される。

第48条 担保

合資投資プロジェクト会社は、政府又は県レベルの行政機関からの許可を取得する上、契約で合意した条件や関連法及び規則に基づき、プロジェクト開発するための融資を受ける際に合資投資プロジェクトの資産、契約上の権利及び利益を担保設定することができる。

上記の担保資産は以下の通りである：

1. 合資投資プロジェクトの資産である動産又は不動産或いは合資投資プロジェクトの収益。
2. 将来の収益及び合資投資プロジェクトから取得する合資投資会社の収入。
3. 株式、預金等の担保資産。

第4章 合資投資プロジェクトへのフォローアップ、監査及び評価

第49条 プロジェクトへのフォローアップ、監査及び評価における全体的な責任

セクター及び関係機関は、合資投資契約履行及びプロジェクトを効果的に実施するため、自らの責任の範囲内において、プロジェクトの準備、プロジェクト入札やプロジェクト資金の活用、そしてプロジェクトの建設、運営、維持管理及び譲渡期間等各時期における契約の履行状況について、合資投資プロジェクトに対するフォローアップ、監査及び評価を行う責任がある。

セクター及び関係機関はプロジェクトの設定目標の実施状況へのフォローアップ、監査及び評価の仕組みを設けなければならない。

第50条 合資投資オフィスの責任

合資投資オフィスは主に以下の業務において責任を持つ。

1. 合資投資契約において合意されたプロジェクト目標を達成するための基準及び条件に定めている達成状況に関する監査において関係機関との調整の役割を担う。
2. クオリティの検査及び保証の確認業務においてセクター、プロジェクトオーナーや独立監査機関と連携すること。
3. 関係セクター、プロジェクトオーナー及び合資投資会社と連携し、定期的に合資投資プロジェクトに対するフォローアップ、監査及び評価を行う。
4. 3ヶ月、6ヶ月及び1年毎に、合資投資プロジェクトの状況及び進展について合資投資奨励・管理委員会に報告する。

第51条 セクター及びプロジェクトオーナーの責任

セクター及びプロジェクトオーナーは、各時期の合資投資プロジェクトに対するフォローアップ、監査及び評価を行うために関係セクターと連携する責任がある。具体的には以下の通りである。

- プロジェクト入札及び契約締結の時期においては、プロジェクト計画及び契約で合意した内容の通りに行われるよう合資投資プロジェクトを監査しなければならない。
- プロジェクト実施時期においては、合資投資プロジェクトの実施状況のフォローアップ、監査、評価、取りまとめた上、合資投資オフィスを通じて、合資投資奨励・管理委員会に報告する。
- 契約の実施時期においては、契約で合意した目標、基準及びクオリティの下で義務の履行についてフォローアップ、監査及び評価を行わなければならない。

各時期において、プロジェクトの実施及び契約内容の履行状況について3ヶ月、6ヶ月及び一年毎に定期的に、プロジェクトオーナー、財務機関、合資投資奨励・管理委員会及び合資投資オフィスに対して報告しなければならない。

第52条 合資投資プロジェクト会社の責任

合資投資プロジェクト会社は、プロジェクトの実施及び契約内容の履行状況のフォローアップ、監査、評価や総括すること及び3ヶ月、6ヶ月及び一年毎に定期的に、プロジェクトオーナー、財務機関、合資投資奨励・管理委員会及び合資投資オフィスに対して報告する責任を持つ。

第6編

合資投資プロジェクトの完了、引渡及び移転

第53条 合資投資プロジェクトの完了

合資投資プロジェクトの完了とは、合資投資プロジェクト契約及び経済技術調査報告に定めている業務実施の完了である。そして、プロジェクトデベロッパーとして選ばれた民間側は、プロジェクトを政府に引渡し又は移転しなければならない。

政府に引渡し又は移転する前に、以下のプロセスに従って行わなければならない：

1. プロジェクトデベロッパーである民間側は、これまで完了した業務、例えば業務の量、投資総額、税務上の義務の履行、環境、社会及び自然に関する義務の履行について6ヶ月以内に政府に報告しなければならない。
2. 計画投資機関、関係セクター及びプロジェクトオーナーは、プロジェクトデベロッパーとして選ばれた民間側と合意する上、経験や能力のある独立監査人を選任し、プロジェクト契約及び経済技術調査報告に定める基準に基づいて実施したプロジェクトのクオリティー及び成果に関する監査及び認証をしてもらわなければならない。
3. 計画投資省は、中央レベルの合資投資プロジェクト監査・評価委員会を任命する。県レベルの行政機関は、合資投資オフィス、財務機関、プロジェクトオーナー、関係機関及び県レベルの行政機関の代表者から構成される地方レベルの合資投資プロジェクト監査・評価委員会を任命し、関連法律及び規則に沿って、契約及び経済技術調査報告に定める基準に基づいて実施したプロジェクトのクオリティー及び成果に関する監査、審査及び評価してもらう上、投資奨励・管理委員会に報告する。

第54条 合資投資プロジェクトの引渡し

合資投資プロジェクトの引渡しにおいて、合資投資オフィスはセクター、プロジェクトオーナー、県レベルの行政機関及びその他関連機関と連携し、技術基準、数量、クオリティー、プロジェクト資産、技術移転、知的財産権及び政府の職員に対する研修について、合資投資プロジェクト関連資料及び契約に定めている通りになっているかの確認を行う上、正式な引渡しの前に、使用に関する案内や一定期間の試用期間を設けなければならない。

第55条 合資投資プロジェクトの移転

合資投資プロジェクトを移転する際には、プロジェクトデベロッパーはプロジェクトに関する資産、建造物及び設備及びプロジェクト関係資料であるマニュアル、情報、設計、建設、運営、維持管理に関する資料やその他関係資料の全てを無条件且つ補填なしで、政府側に移転させなければならない。

合資投資プロジェクトの終了時の2年前の段階で、政府に移転する資産、建造物及び設備全体が健全な状態で通常に稼働でき、効率的に活用できることを保証するため、プロジェクトデベロッパーは、外部の技術者又は政府との間で合意した機関による確認及び認証の下で、合資投資プロジェクトの設備全体の修理を行わなければならない。

契約終了時の1年前の段階において、プロジェクトデベロッパーは政府職員に対し、運用及び維持管理業務に関する総括研修を行わなければならない。

建設、所有及び運営（B00）を除いて本首相令第11条に定めている合資投資の全ての方式については、合資投資契約期間が満了した後、本首相令第53条から55条に定めている通り、政府に引渡又は移転をさせなければならない。

第7編 禁止事項

第56条 一般禁止事項

個人、法人、もしくは組織は以下の行為が禁止される：

1. 自己やその友人、家族及び親戚の利益の為に権限、職務、地位を利用する行為。
2. 入札参加者との連絡、その組織への参加及び援助行為、関係する公務員や政府職員に賄賂を渡すための仲介人又は調整役となる行為。
3. 合資投資プロジェクトの入札及び合資投資事業における汚職行為、搾取行為、詐欺行為。
4. 合資投資に関する書類及び印鑑の偽造行為。
5. 関係する国家公務員及び政府職員による業務の遂行への妨害、介入。
6. 無許可で合資投資に関する商品及びサービスの準備、設計又は技術基準の決定においてコンサルタントとして務めること。
7. その他法律及び規則に違反する行為。

第57条 合資投資オフィス、セクター及びプロジェクトオーナーに対する禁止事項

合資投資オフィス、セクター及びプロジェクトオーナーは以下の行為が禁止される：

1. 本首相令、関連法律及び規則に定めている審査手続きを経ずに、合資投資プロジェクトに関する行政発意の提案書及び民間発意の提案書を承認すること。
2. 合資投資に関する各種の書類を隠蔽、時間を掛け過ぎる行為及び隠匿行為。
3. 合資投資プロジェクト実施において理由なき時間を掛ける行為。
4. 合資投資プロジェクト入札及び合資投資事業における賄賂の要求、催促行為、贈賄又は収賄行為。
5. 合資投資プロジェクトの入札及び合資投資事業における汚職行為、搾取行為、詐欺行為。
6. 無許可で個人、法人又はその他組織の口座を開設又は活用する行為。
7. 既に承認された特定な合資投資プロジェクトの資金を、行政発意の提案書及び民間発意の提案書により、資金面の支援を受けている他の合資投資プロジェクトの投資に転用する行為。

8. 合資投資奨励・管理委員会又は政府による許可を受けることなく、承認された合資投資プロジェクトの業務構成の変更させる及び／又は業務量の増加させる行為。
9. 関係機関、合資投資奨励・管理委員会又は政府からの許可を受けることなく、プロジェクトコンサルタント及び請負人に、プロジェクトの技術基準を変更できるように許可すること。
10. 合資投資プロジェクトの秘密情報を関係しない個人、法人又は組織に漏洩する行為。
11. その他法律及び規則に違反する行為。

第58条 入札委員会に対する禁止事項

入札委員会は以下の行為が禁止される：

1. 自己やその友人、家族及び親戚の利益の為に権限、職務、地位を利用して入札参加者に対して強制、脅迫すること。
2. 合資投資プロジェクト入札における汚職行為、搾取行為、詐欺行為や共謀行為。そして賄賂の要求、催促、贈賄又は収賄行為。
3. 秘密情報の無断漏洩。
4. 自己責務の放棄行為及び権限の濫用行為。
5. 入札に関する書類を隠蔽、時間を掛け過ぎる行為及び隠匿行為及び入札の実施を不合理な時間を掛け過ぎる行為。
6. その他法律及び規則に違反する行為。

第59条 プロジェクトコンサルタントに対する禁止事項

プロジェクトコンサルタントは以下の行為が禁止される：

1. プロジェクトオーナー、政府及び民間側に対し、プロジェクトに関して、無責任や実際に整合しない相談内容の提供、プロジェクトに関する相談又は健全的な専門的なアドバイスを避けること。
2. 実際に適合しない財務情報、プロジェクトの技術基準に関する情報の提供。
3. 合資投資契約で合意した業務を放棄すること。
4. プロジェクトオーナー、合資投資奨励・管理委員会又は政府からの許可を受けずに、プロジェクトに関する技術基準の変更、業務量を増加又は減少させる行為。
5. 自己やその友人、家族及び親戚の利益の為にプロジェクトオーナー、入札委員会又は民間側との共謀行為。
6. 無許可でプロジェクトの秘密情報を関係しない個人、法人又は組織に漏洩する行為。
7. その他法律及び規則に違反する行為。

第60条 民間側、入札参加者及び落札者に対する禁止事項

民間側、入札参加者及び落札者は以下の行為が禁止される：

1. 直接的又は間接的に、合資投資を直接担当する又は関連する職員との共謀、職員、プロジェクトコンサルタントに対する贈賄行為。

2. 契約、関連法律及び規則に定めている合資投資プロジェクト実施に関する管理業務を放棄する。
3. プロジェクトオーナー、合資投資奨励・管理委員会又は政府からの許可を受けずに、プロジェクトに関する技術基準の変更、プロジェクトの業務量を増加又は減少させる行為。
4. 関税、租税上の義務に対する脱税行為、所得、利益及び関税、租税の申告情報の隠匿行為。
5. プロジェクトオーナー又は仕入れ担当者に対し、商品の特質、クオリティー、型及び商標、ブランド名等のマークについて誤解を与えること。
6. 政府からの許可を受けることなく、落札したプロジェクトを他の個人又は法人への転売。
7. 政府による書面の許可を受けることなく、契約から発生する権利、義務及び利益の一部又は全部を関係しない個人又は法人に譲渡又は委任すること。但し、合資投資契約に定めている場合は、この限りでない。
8. 違法な建設及び／又は修理事業、商品の供給及び／又はサービスを推進、促進するため、あらゆる手段の宣伝を行うこと。
9. 関係する個人、法人及び関連組織の成果又は知名を悪用、政府組織や職員に対する陰口、中傷行為。
10. 習慣、文化、社会や国家の治安維持に悪影響を与える行為もしくは活動。
11. その他法律及び規則に違反する行為。

第8編

合資投資奨励・管理委員会及び合資投資オフィス

第61条 合資投資奨励・管理委員会

合資投資奨励・管理委員会は投資奨励法に定められる投資奨励・管理委員会と同じ委員会であり、政府と民間側による合資投資事業において促進及び管理する役割を担う。

第62条 合資投資奨励・管理委員会の権利及び義務

合資投資奨励・管理委員会は以下の範囲において権利及び義務がある：

1. 政府側と民間側による合資投資に関する政策案、戦略計画及び関連法令に関する検討を指導し、政府に検討してもらうために提案する。
2. 政府の政策、計画、決議を合資投資に関する奨励及び管理計画及びプロジェクト、合資投資に関する予算計画に具体化する。
3. 合資投資に関する奨励及び管理が効率的且つ効果的に行われるよう、合資投資オフィスに対して指導する。
4. 合資投資プロジェクトの行政発意の提案書、詳細版の経済技術調査報告に関する検討及び承認を行う。

5. プロジェクトの詳細版の経済技術調査報告、環境に対する影響に関する調査報告に基づいて、合資投資形態でのプロジェクト開発に関する検討及び承認、提言又は却下する。
6. 合資投資プロジェクトの民間発意に基づく合資投資要請に関する検討及び提言を行う。
7. 契約草案の承認又は提言。
8. 合資投資プロジェクトに関する指揮及び監査監督。
9. 関連法及び規則に沿って、合資投資オフィスの提案による専門家及びコンサルタントの雇用に関する検討及び承認。
10. 合資投資事業について任命された範囲内で外国、地域との連携及び国際的な連携及び協力を行うこと。
11. 自らの活動を総括し、定期的に政府に報告すること。
12. その他、法律及び規則が定める権利及び義務を履行する。

第63条 合資投資オフィス

合資投資オフィスは“PPP0”と略され、投資ワンストップサービス室と同じものである。投資奨励・管理委員会の常任事務室で、党委員会への補佐的な役割を果たす。

第64条 合資投資オフィスの権利及び義務

合資投資オフィスは以下の範囲において権利及び義務がある：

1. 合資投資奨励及び管理に関する政策案、戦略計画及び法令について検討し、合資投資奨励・管理委員会に提案する。
2. 効率的、迅速的、透明性及び公正性のある合資投資サービスを提供する。
3. 合資投資の基準契約草案の検討作成、情報管理システム及びウェブサイトの整備。
4. 合資投資計画に取込むために合資投資プロジェクトを選定において関係機関と連携し、毎年3月に合資投資奨励・管理委員会に検討するように提案する。
5. 行政発意の提案書、民間発意の提案書、合資投資プロジェクトの経済技術調査報告及び入札について検討し、専門的な意見を提供する。そして合資投資奨励・管理委員会に提案する。
6. 合資投資プロジェクト準備予算に関する管理及び活用規則について検討し、立案する。
7. 合資投資プロジェクト準備資金、専門家及びコンサルタントの雇用、入札費用及び合資投資に関する職員研修についての管理及び運営を行う。
8. 自らの活動を総括し、定期的に計画投資省、合資投資奨励・管理委員会に報告すること。
9. その他、法律及び規則が定める権利及び義務を履行する。

第9編 合資投資の管理及び監査

第65条 合資投資事業の管理及び監査機関

政府は合資投資事業の管理及び監査において包括的かつ全国統一的に管理する。計画投資省が直接的に管轄し、各省庁、その同格の国家機関、その他の機関及び関係地方政府との協力の中心的役割を果たす。

以下の機関が合資投資事業の管理及び監査をする：

1. 計画投資省。
2. 県及び首都の計画投資局。
3. 郡、特別区、市の計画投資オフィス。

第66条 契約投資省の権利及び義務

合資投資事業の管理において計画投資省は以下の権利及び義務がある：

1. 合資投資に関する戦略、政策、法律及び規則の調査、策定、普及を行うこと。
2. 合資投資申請に関連する計画の作成、決定、命令、ガイドライン及びマニュアルの発布。
3. 合資投資奨励政策に関する情報システムの構築管理、情報供与を行う。
4. 合資投資プロジェクト契約の調査や交渉のために関係機関との調整の中心的役割を成し、政府による委任に従いその契約に政府代表として調印する。
5. 合資投資プロジェクトが、投資目的に応じていない又は、契約に従って事業運営を行い、若くは法律及び規則に違反する場合、合資投資プロジェクトの一時停止、変更又は取り消しの検討と申請を行う。
6. 合資投資プロジェクト及び事業の実施評価における他の機関や地方政府との推進、奨励、調整及び全国の投資プロジェクト・事業で生じる各種問題を解決すること。
7. 合資投資サービスの迅速、透明、公平、効果的な実施における指導と便宜供与を行う。
8. 合資投資事業に関連する職員の養成、育成、能力向上を行う。
9. 合資投資事業に関して外国と協力すること。
10. 政府に対して定期的に合資投資事業に関する総括、報告を行う。
11. その他法律及び規則が規定する権利及び義務を遂行すること。

第67条 県及び首都の計画投資局の権利及び義務

合資投資事業の管理において計画投資局は以下の権利及び義務がある：

1. 合資投資事業に関する戦略、政策、法律及び規則の推進、広報、説明を行う。
2. 県レベルの関係機関との連携において中心的な役割を果たし、合資投資プロジェクトの検討及び総括し、合資投資奨励委員会の検討を要請する。
3. 地方の投資プロジェクト・事業の管理や、発生した問題の解決において関係機関と調整する。
4. 合資投資プロジェクト事業の実施及び本首相令、合資投資に関する法律及び規則の実施において推進、監査監督及び評価を行う。

5. 合資投資事業の迅速、透明、公正、効果的な実施のために便宜供与を図ること。
6. 中央政府から委任された合資投資事業に関して外国と協力すること。
7. 合資投資事業に関連する職員の養成、育成、能力向上を行う。
8. 合資投資事業の総括と報告を定期的に中央政府に行う。
9. 法律及び規則の規定に従いその他の権利及び義務を遂行すること。

第68条 郡、特別区、市の計画投資オフィスの権利及び義務

合資投資事業の管理において計画投資オフィスは以下の権利及び義務がある：

1. 合資投資事業に関する戦略、政策、法律及び規則の推進、広報、説明を行う。
2. 合資投資プロジェクト実施の推進、監査、監督、評価を行う。
3. 投資プロジェクト・事業の管理や、発生した問題の解決において郡、特別区、市の関係機関と調整すること。
4. 合資投資事業の迅速、透明、公正、効果的な実施のために便宜供与、サポートすること。
5. 郡、特別区、市における合資投資に関する情報収集を行う。
6. 合資投資事業に関連する職員の養成、育成、能力向上の実施に関する要請。
7. 合資投資事業の総括と報告を定期的に中央政府に行う。
8. 法律及び規則の規定に従いその他の権利及び義務を遂行すること。

第69条 他の関係機関の権利及び義務

他の関係機関は、それぞれの役割に応じて本首相令及び関連法律及び規則の定めに従って、合資投資プロジェクト実施における協力、管理、監査、監督、実施、連携、便宜供与を行う義務がある。

第70条 監査内容

監査内容は以下の通りである：

1. 合資投資に関連する法律及び規則順守の監査。
2. 契約の履行に関する監査。
3. 経済技術調査報告に定めている合資投資プロセスの実施に関する監査。

第71条 監査の形態

監査には以下の3形態がある。

1. 通常制度監査。
2. 事前通知による監査。
3. 抜き打ち監査。

通常制度監査とは、年1回以上実施され定期的かつ定刻監査で、合資投資オフィスが関係機関との調整の中心的役割をなす。

事前通知による監査とは、必要な場合に少なくとも24時間前までに監査対象者へ通知される計画外の監査ある。

抜き打ち監査とは、必要で緊急を要する場合、監査対象者へ事前通知無しに行われる監査である。監査には、書類監査 および事業が行われる場所における実地監査が行われる。

第 10 編 功労者への褒賞と違反者への罰則規定

第 72 条 功労者への褒賞

社会・経済の発展への貢献及び効率的な環境保護に繋がる合資投資を奨励、促進及び誘致を行うなど、本首相令の実施に貢献した個人、法人又は組織は、規則に従い褒章やその他の優遇を受ける。

第 73 条 違反者への罰則

本首相令、法律、規則、契約及び禁止事項を違反した個人、法人又は組織は、法律に基づきその軽重により再教育、懲戒処分、罰金、民事若くは刑事訴訟による罰則が課せられる。

第 11 編 最終規定

第 73 条 実施

計画投資省は本首相令の実施において中心的な役割を担う。

各省庁、その同格の政府機関、地方行政機関及び関連機関は本首相令を認知し、厳格に実施する。

第 74 条(改正) 発効

本首相令は署名し、政府営業日 15 日間で官報に掲載した後、発効する。

政府代表
首相

トンルン・シースリット